

草津市公報

発行日 令和4年4月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 6 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築政策課) 1

◎ 告 示

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所名称および管理者変更の届出について (生活支援課) 1

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の事業所名称および管理者変更の届出について (生活支援課) 2

草津市立保育所等における防犯カメラの設置および運用に関する要綱 (幼児施設課) 3

公示送達について (税務課) 4

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程 (建築政策課) 5

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) 5

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) 6

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) 6

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) 7

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会臨時会の招集について (教育総務課) 7

草津市立幼稚園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱 (幼児施設課) 8

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱 (教育総務課) 9

◎ 公平委員会規則

草津市職員の退職管理に関する公平委員会規則 10

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について (上下水道総務課) 12

規 則

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年3月10日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第3号

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する
規則

草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則
第22号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の写しの交付は、建築確認システム（建築計画概要書等の閲覧および写しの交付請求等を行うシステムをいう。）により請求することができる。

(1) 建築計画概要書

(2) 処分等概要書

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第6号中「草津市長 様」を「草津市長
宛」に改め、「印」を削る。

別記様式第7号中「草津市長 様」を「草津市長
宛」に、「申請者 ㊟」を「申請者 」に
改める。

別記様式第8号中「草津市長 様」を「草津市長
宛」に、「氏名 印」を「氏名
」に改める。

別記様式第9号中「草津市長 様」を「草津市長
宛」に、「氏名 印」を「氏名
」に改める。

別記様式第12号中「草津市長 様」を「草津市長
宛」に改め、「印」を削る。

別記様式第13号中「草津市長 様」を「草津市長
宛」に改め、「印」を削る。

別記様式第14号中「印」を削る。

別記様式第15号中「氏名 印」を「氏名
」に、

「1 ※欄は、記入しないこと。

2 確認申請時と同じ印を押印のこと。」を「注
※欄は、記入しないこと。」に改める。

別記様式第16号および別記様式第17号中「印」を削
る。

別記様式第18号中「氏名 印」を「氏名

」に、

「注1 ※欄は、記入しないこと。

2 確認申請時と同じ印を押印のこと。」を「注
※欄は、記入しないこと。」に改める。

別記様式第19号中「請求者の氏名または名称
印」を「請求者の氏名または名称 」に、

「1 ※欄は、記入しないでください。

2 請求者が法人である場合には、代表者の氏
名を併せて記載してください。

3 氏名を記載し、押印することに代えて署名
することができます。

4 1欄は、該当するチェックボックス「レ」
マークを入れてください。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番と
します。 」を

「1 ※欄は、記入しないでください。

2 請求者が法人である場合には、代表者の氏
名を併せて記載してください。

3 1欄は、該当するチェックボックスに
「レ」マークを入れてください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番と
します。 」に

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市建築
基準法等施行細則に定める様式による用紙は、当分
の間、所要の調整を加えて、これを使用することが
できる。

（令和4年3月10日揭示済み）

告 示

草津市告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第
1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担
当機関（介護予防担当機関）として指定したもののう

ち、次のものからそれぞれ事業所所在地および管理者名について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年3月8日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	住所		事業所名称
		旧	新	
2570600417	令和3年12月6日	滋賀県草津市山寺町441番地	滋賀県草津市草津町1527番地2 ベルエール草津202号	あおばな居宅介護支援事業所
事業所番号	変更年月日	管理者		事業所名称
		旧	新	
2570600326	令和4年2月1日	安藤 義隆	安居 要祐	アサヒサンクリーン デイサービスかがやきの杜

(令和4年3月8日揭示済み)

草津市告示第50号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものからそれぞれ事業所所在地および管理者名について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年3月8日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	住所		事業所名称
		旧	新	
2570600417	令和3年12月6日	滋賀県草津市山寺町441番地	滋賀県草津市草津町1527番地2 ベルエール草津202号	あおばな居宅介護支援事業所
事業所番号	変更年月日	管理者		事業所名称
		旧	新	
2570600326	令和4年2月1日	安藤 義隆	安居 要祐	アサヒサンクリーン デイサービスかがやきの杜

(令和4年3月8日揭示済み)

草津市告示第51号

草津市立保育所等における防犯カメラの設置および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月9日

草津市長 橋川 涉

草津市立保育所等における防犯カメラの設置および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市保育所設置条例(昭和46年草津市条例第8号)に基づき設置した草津市立保育所および草津市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第34号)に基づき設置した草津市立幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。)の敷地内における犯罪および事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、園児およびその保護者の安全ならびに安心の確保に寄与するために、滋賀県の防犯カメラの運用に関する指針に基づき、保育所等に設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、保育所等の安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(設置場所等)

第3条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所および機器等の主なものは、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理および操作について、設置場所ごとに管理責任者を置き、設置場所の施設長をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、画像の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、設置場所の出入口等の周囲から見やすい位置に防犯カメラが設置してある旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。

4 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用区域)

第6条 モニター操作および録画(以下「モニター操作等」という。)をすることができる区域は、別表に定める設置場所とする。

(モニター操作等の制限)

第7条 モニター操作等を行う者は、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

2 防犯カメラは、次に掲げる場合を除き、前条の区域内の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにするものとする。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合

(3) 犯罪が発生した場合

(4) 犯罪が発生するおそれがあると認められる場合

(5) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(6) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(7) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められる場合

(モニター操作等の稼働時間)

第8条 モニター操作等の稼働時間は、毎日24時間とする。

(画像の保管および閲覧)

第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。

(1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めること。

(2) 画像は、管理責任者が画像記録装置で保管すること。

(3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は画像記録装置の上書きによる消去または破砕等による破棄処分を行うこと。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。

(4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けること。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができ

ない。

(5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、1年間保管すること。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により画像を閲覧した者について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「画像を閲覧した者」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条 防犯カメラの運用に関する庶務は、管理責任者が指名する職員が行う。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員」と読み替えるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日において現に防犯カメラに保管されている画像について適用する。

別表（第3条、第6条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
草津第二保育所	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
第三保育所	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
第四保育所	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
矢橋ふたばこども園	屋外設備	カメラ	2
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
草津中央おひさまこども園	屋外設備	カメラ	4
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1

別記様式（第9条第5号関係）

記録簿

閲覧日時		
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧等	目的	
	画像範囲	
	条件	
その他特記事項		

（令和4年3月9日揭示済み）

草津市告示第52号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年3月17日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
1	松原 圭子	インドネシア	3	3
2	池田 千鶴	滋賀県大津市皇子が丘二丁目10番25-3704号	3	3
3	清水 健生	滋賀県湖南市針59番地27(309号)	3	3

(令和4年3月10日揭示済み)

草津市告示第53号

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年3月10日

草津市長 橋川 渉

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成2年草津市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の閲覧は、建築確認システム（建築計画概要書等の閲覧および写しの交付請求等を行うシステムをいう。）により申し込むことができる。

- (1) 建築計画概要書
- (2) 建築基準法令による処分の概要書

付 則

この規定は、令和4年3月10日から施行する。

(令和4年3月10日揭示済み)

の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年3月2日

草津市長 橋川 渉

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市東矢倉三丁目39番4-211号 教職員住宅 植野 将幸	草津市矢橋町字野神845番1	215.01㎡	R4.3.2	1591

(令和4年3月2日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年3月2日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市におの浜四丁目1番31-511 号 ウエストテラス 膳所におの浜 能勢 大輔	草津市矢橋町字野神845番3	216.18㎡	R4.3.2	1592

(令和4年3月2日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年3月4日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市糺九丁目9番26-B-102号 スィックフォレスト 笹井 皓魁、笹井 晴香	草津市矢橋町字寺ノ前889番 7 外1筆	173.87㎡	R4.3.4	1593

(令和4年3月4日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和4年3月7日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市大橋一丁目5番35-103号 フォレスト 松尾 健司	草津市芦浦町字上東189番1	269.30㎡	R4.3.7	1594

(令和4年3月7日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第4号

草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年3月9日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年3月9日揭示済み)

1 期 日 令和4年3月11日（金） 午前10時

草津市教育委員会告示第5号

草津市立幼稚園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月9日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立幼稚園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）に基づき設置した草津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の敷地内における犯罪および事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、園児およびその保護者の安全ならびに安心の確保に寄与するために、滋賀県の防犯カメラの運用に関する指針に基づき、幼稚園に設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、幼稚園の安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(設置場所等)

第3条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所および機器等の主なものは、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理および操作について、設置場所ごとに管理責任者を置き、設置場所の園長をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、画像の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、設置場所の出入口等の周囲から見やすい位置に防犯カメラが設置してある旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。

4 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用区域)

第6条 モニター操作および録画（以下「モニター操

作等」という。）をすることができる区域は、別表に定める設置場所とする。

(モニター操作等の制限)

第7条 モニター操作等を行う者は、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

2 防犯カメラは、次に掲げる場合を除き、前条の区域内の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにするものとする。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合

(3) 犯罪が発生した場合

(4) 犯罪が発生するおそれがあると認められる場合

(5) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(6) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(7) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められる場合

(モニター操作等の稼働時間)

第8条 モニター操作等の稼働時間は、毎日24時間とする。

(画像の保管および閲覧)

第9条 防犯カメラによって記録した画像（以下「画像」という。）の保管および閲覧は、次のとおりとする。

(1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めること。

(2) 画像は、管理責任者が画像記録装置で保管すること。

(3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は画像記録装置の上書きによる消去または破砕等による破棄処分を行うこと。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。

(4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けること。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。

(5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、

閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、1年間保管すること。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。

- 第5条第4項の規定は、前項の規定により画像を閲覧した者について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「画像を閲覧した者」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条 防犯カメラの運用に関する庶務は、管理責任者が指名する職員が行う。

- 第5条第4項の規定は、前項の規定により防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員」と読み替えるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日等）

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱の規定は、この要綱の施行の日において現に防犯カメラに保管されている画像について適用する。

別表（第3条、第6条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
笠縫こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
常盤こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
志津こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
山田こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
老上こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
玉川こども園	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1

笠縫こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
矢倉こども園	屋外設備	カメラ	2
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1

別記様式（第9条第5号関係）

記録簿

閲覧日時	
閲覧場所	
閲覧者	所属機関
	職・氏名
	連絡先
閲覧等	目的
	画像範囲
	条件
その他特記事項	

（令和4年3月9日掲示済み）

草津市教育委員会告示第6号

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月10日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成19年草津市教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
志津小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	4
志津南小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1

草津小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
草津第二小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	2
渋川小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
矢倉小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
老上小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
老上西小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
玉川小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
南笠東小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
山田小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
笠縫小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
笠縫東小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
常盤小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
高穂中学校	屋外設備	カメラ	8
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
草津中学校	屋外設備	カメラ	6
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各2
老上中学校	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
玉川中学校	屋外設備	カメラ	5
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
新堂中学校	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
松原中学校	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各2

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月10日掲示済み）

公平委員会規則

草津市職員の退職管理に関する公平委員会規則をここに公布する。

令和4年3月4日

草津市公平委員会

委員長 中島 哲 男

草津市公平委員会規則第1号

草津市職員の退職管理に関する公平委員会規則（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する再就職者からの要求または依頼（以下「要求等」という。）を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による要求等を受けたときの届出の手続）

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、要求等を受けた後遅滞なく、再就職者から要求等を受けた場合の届出（別記様式）に、次に掲げる事項を記載して公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名
- (2) 届出者の生年月日
- (3) 届出者の所属および職
- (4) 要求等をした再就職者の氏名
- (5) 要求等が行われた日時
- (6) 第4号の再就職者がある地位に就いている営利企業等の名称および当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (7) 第4号の再就職者の離職前の所属および職
- (8) 要求等の内容

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

再就職者から要求等を受けた場合の届出

年 月 日

草津市公平委員会
委員長

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 届出者

(ふりがな) 氏名	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
所属	職

2 要求等をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 氏名	要求等が行われた日時 年 月 日
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)
離職前の所属	離職前の職

3 要求等の内容

--

公平委員会記入欄
受理番号

(令和4年3月4日揭示済み)

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

草津市公平委員会
委員長 中島哲男

草津市公平委員会規則第2号

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

草津市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年草津市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部内部部局の項の次に

男女共同参画センター	所長、参事、所長補佐、副参事
------------	----------------

」を加え、同部隣保館の項を削り、同部福祉事務所の項の次に

発達支援センター	所長、参事、所長補佐、副参事
認定こども園	園長、副園長

」を加え、同部さわやか保健センターの項の次に

少年センター	所長
--------	----

」を加え、同表教育委員会の部少年センターの項を削り、同部草津宿街道交流館の項中「参事」の右に「、副館長、館長補佐」を加え、同部教育集会所の項を削り、同部学校給食センターの項中「所長」の右に「、所長補佐」を加え、同項の次に

第二学校給食センター	所長
------------	----

」を加え、同部図書館の項中「参事」の右に「、副館長」を加え、同項の次に

南草津図書館	館長
認定こども園	園長、副園長

」を加え、同部幼稚園の項中「園長」の右に「、副園長、副参事」を加え、同部教育研究所の項中「所長」の右に「、参事、副参事」を加え、公平委員会の部の次に

固定資産評価審査委員会	書記長
-------------	-----

」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年3月4日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第9号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号の規定により告示する。

令和4年3月7日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1224 株式会社ハシモト

	新	旧	異動年月日
代表者氏名	高松 竜司	川嶋 文雄	令和4年 2月21日

(令和4年3月7日揭示済み)

